

明渡合意書

株式会社●●（以下「甲」という。）及び株式会社△△（以下「乙」という。）は、千代田区麹町●●所在建物（家屋番号●●●番●，木造トタン葺２階建。以下「本件建物」という。）及び敷地駐車場部分（以下「本件土地」という。）についての令和２年●月●日付け建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に関し、本日、以下のとおり合意した（以下「本件合意」という。）。

- 1 甲及び乙は、本件賃貸借契約を、本日限り合意解約する。
- 2 甲は、乙に対し、本件建物及び本件土地の明渡しを令和8年3月末日（以下「本件明渡期日」という。）まで猶予する。
- 3 乙は、甲に対し、本件明渡期日限り、貸与されていた鍵類等（ＩＣカード類等を貸与されていた場合はこれも含み、また、スペアを作製していた場合はこれを含む。）を返還の上、本件建物及び本件土地を明け渡す。
- 4 本件明渡期日の翌日以降、本件建物（敷地及び共用部分含む。）及び本件土地に残置物（動産類、造作及び内装設備等を含む。以下同じ。）が存する場合、乙はその所有権等一切の権利を放棄したものとみなし、甲において自由に搬出・廃棄・処分することを認める。但し、当該搬出・廃棄・処分にかかる費用は、甲の負担とするが、自動車、バイク、重機、建機及びガソリン等の危険物については、乙の責任と費用負担において搬出・廃棄・処分するものとする。
- 5 本件建物及び本件土地の明渡しに際し、甲は、乙に対し、原状回復義務を免除する。
- 6 甲は、乙に対し、令和7年10月分から本件明渡期日まで（本件明渡期日より前に本件建物を明け渡したときは当該明渡日まで）の分の本件賃貸借契約にかかる賃料又は賃料相当損害金を免除する。
- 7 甲は、乙に対し、立退料（前項に基づき免除した賃料の返金分及び敷金・保証金残金がある場合は当該敷金・保証金の返還分込み。）として●●●●万円の支払義務があることを認め、これを次の各号のとおり分割して、乙名義の●●銀行・●●支店・普通●●●●●●●●●●に振り込む方法により支払う。但し、当該振込みにかかる費用は、甲の負担とする。
 - (1) 令和7年12月末日限り●●●●万円。
 - (2) 本件明渡期日限り乙が第3項及び第4項但書の義務をいずれも履行したことを甲において確認後3日以内に残金。
- 8 乙は、甲に対し、本件建物及び本件土地の明け渡しに際し、前項の金員のほか、一切の請求をしない。
- 9 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件合意書及び本件賃貸借契約に定めるもののほか、何らの債権債務が無いことを相互に確認する。

令和7年12月19日

甲 住 所
名 称 株式会社●● (印)

乙 住 所
名 称 株式会社△△ (印)